

かごしま温室効果ガス排出量削減事業者表彰制度要綱

(目的)

第1条 鹿児島県地球温暖化対策推進条例（以下「条例」という。）第33条の規定に基づき、条例第14条第1項又は第5項の規定により温室効果ガス排出量削減計画を提出したもののうち、温室効果ガスの排出の量の削減等に積極的に取り組み、他の事業者の模範となると認めるものを表彰し、その内容を広く公表することによって、温室効果ガスの排出の量の削減等に関する事業者の意欲を高めるとともに、地球温暖化対策の促進を図る。

(表彰の実施)

第2条 鹿児島県知事（以下、「知事」という。）は、本賞の受賞者を表彰し、賞状を授与する。

(本賞の種類)

第3条 本賞の種類は、温室効果ガス排出量削減優秀賞及び温室効果ガス排出量削減優良賞（優良取組賞、原単位改善優良賞）とする。

(表彰の対象者)

第4条 条例第14条第1項又は第5項の規定により温室効果ガス排出量削減計画を提出している事業者とする。

(審査の基準)

第5条 温暖化防止等に関する取組内容が次の各号のいずれにも該当し、他の事業者の模範となる優れた取組を実施した事業者に温室効果ガス排出量削減優秀賞を授与する。

- 一 温室効果ガスの排出量を着実に削減していること。
- 二 次に掲げるいずれかで、特に優れた実績があること。
 - ①独自性－他の事業者には無い対策や、より踏み込んだ取組をしていること。
 - ②先進性－技術的に新しく、まだ広く普及していない方法を用いていること。
 - ③効率性－削減効果に対するコストや労力の面で優れた方法を用いていること。
 - ④実効性－組織的・全社的な取組であること。
 - ⑤継続性－継続的な事業活動に織り込まれていること。

2 次の各号に該当する事業者には、温室効果ガス排出量削減優良賞（優良取組賞、原単位改善優良賞）を授与することがある。

- 一 前項に該当しない事業者で、他の事業者の模範となる優れた取組を実施した事業者
- 二 事業規模の拡大により温室効果ガスの排出量が増加しているが、エネルギー原単位の大幅な削減が認められ、他の事業者の模範となる特に優れた取組を実施している事業者

(適用の除外)

第6条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業者については、受賞対象から除外する。

- 一 鹿児島県の指名停止措置を受けている事業者
- 二 その他、鹿児島県が本賞にふさわしくないと判断した事業者

(受賞者の決定)

第7条 別に定める審査会において、前2条に基づき、審査・選考を行い、知事が受賞者を決定する。

(事務局)

第8条 本賞の実施に係る事務を行うための事務局を、鹿児島県環境林務部環境林務課地球温暖化対策室に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年12月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月30日から施行する。